

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 30 日

福岡県知事 殿

提出者

福岡県朝倉市

住 所

小田2011番地

氏 名

株式会社ブリヂストン甘木工場

工場長 宮川 秀樹

電話番号 0946-22-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ブリヂストン 甘木工場
事業場の所在地	福岡県朝倉市小田2011番地
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E. 製造業
② 事業の規模	98,765百万円/年 (製品出荷額)
③ 従業員数	880名 (令和5年4月現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙① 廃棄物発生処理フロー図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙② 組織図、別紙③ 組織上の役割と責務 のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	排出量	64 t	195 t
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	442 t	2 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	1,382 t	19 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排出量	1 t	47 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	ばいじん
排出量	7 t	976 t	
産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		
排出量	1 t	t	
(これまでに実施した取組)			
有償有効利用の促進			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	排出量	60 t	190 t
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	300 t	2 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	1,355 t	18 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排出量	1 t	46 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	ばいじん
排出量	7 t	1,020 t	
産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		
排出量	1 t	1 t	
(今後実施する予定の取組)			
有償有効利用の促進			

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	全ての廃棄物に排出基準を設け分別を推進。違反者には警告・改善する手順を定め適合するよう指導
(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	委託処理先・再利用先に変更が生じた場合は、排出基準を見直し周知徹底を図る

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 4 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	ばいじん
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)			
熱回収して製造工程で利用			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	ばいじん
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			
熱回収して製造工程で利用			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 4 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	20 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	20 t
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	290 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	290 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1,058 t	19 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	660 t	19 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t	
(これまで実施した取組)			
熱回収を行い、蒸気をタイヤ製造に利用。焼却灰は乾灰で搬出し発生量低減に努める			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	20 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	20 t
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	280 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	280 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1,040 t	18 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	650 t	18 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			
熱回収を行い、蒸気をタイヤ製造に利用。焼却灰は乾灰で搬出し発生量低減に努める			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t	
(これまでに実施した取組)			
埋立・海洋投入処分ゼロ目標設定のもと活動中			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			
埋立・海洋投入処分ゼロ活動の継続実施			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 1枚目 (1品目目から4品目目)

【前年度 (4年度) 実績】		産業廃棄物の種類		燃え殻	汚泥
①現状	全 処 理 委 託 量	64	t	175	t
	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 量	64	t	95	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 量	64	t	175	t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 量	0	t	0	t
	認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 量	0	t	0	t
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃油		廃酸	
	全 処 理 委 託 量	152	t	2	t
	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 量	152	t	2	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 量	152	t	2	t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 量	0	t	0	t
認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 量	0	t	0	t	

(これまでに実施した取組)

可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。委託先処理業者には定期的に現地確認調査を実施する。

【目標】		産業廃棄物の種類		燃え殻	汚泥
②計画	全 処 理 委 託 量	60	t	170	t
	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 量	60	t	90	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 量	60	t	170	t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 量	0	t	0	t
	認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 量	0	t	0	t
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃油		廃酸	
	全 処 理 委 託 量	20	t	2	t
	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 量	20	t	2	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 量	20	t	2	t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 量	0	t	0	t
認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 量	0	t	0	t	

(今後実施する予定の取組)

可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。委託先処理業者には定期的に現地確認調査を実施する。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 2枚目 (5品目目から8品目目)

【前年度 (4年度) 実績】				
産業廃棄物の種類		廃プラスチック類	紙くず	
①現状	全処理委託量	587 t	0 t	
	優良認定処理業者への委託量	263 t	0 t	
	再生利用業者への委託量	587 t	0 t	
	認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類		木くず	金属くず
	全処理委託量	0 t	47 t	
	優良認定処理業者への委託量	0 t	47 t	
	再生利用業者への委託量	0 t	47 t	
	認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0 t	0 t		
(これまでに実施した取組)				
【目標】				
産業廃棄物の種類		廃プラスチック類	紙くず	
②計画	全処理委託量	570 t	0 t	
	優良認定処理業者への委託量	250 t	0 t	
	再生利用業者への委託量	570 t	0 t	
	認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類		木くず	金属くず
	全処理委託量	0 t	46 t	
	優良認定処理業者への委託量	0 t	46 t	
	再生利用業者への委託量	0 t	46 t	
	認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0 t	0 t		
(今後実施する予定の取組)				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 3枚目 (9品目目から12品目目)

①現状

【前年度 (4年度) 実績】			
産業廃棄物の種類		ガラスくず等	ばいじん
全	処理委託量	7 t	976 t
優良認定処理業者へ	委託量の量	7 t	0 t
再生利用業者へ	委託量の量	7 t	976 t
認定熱回収業者へ	委託量の量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ	委託量の量	0 t	0 t
産業廃棄物の種類		水銀使用製品産業廃棄物	
全	処理委託量	1 t	t
優良認定処理業者へ	委託量の量	1 t	t
再生利用業者へ	委託量の量	1 t	t
認定熱回収業者へ	委託量の量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ	委託量の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画

【目標】			
産業廃棄物の種類		ガラスくず等	ばいじん
全	処理委託量	7 t	1,020 t
優良認定処理業者へ	委託量の量	7 t	0 t
再生利用業者へ	委託量の量	7 t	1,020 t
認定熱回収業者へ	委託量の量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ	委託量の量	0 t	0 t
産業廃棄物の種類		水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ
全	処理委託量	1 t	1 t
優良認定処理業者へ	委託量の量	1 t	1 t
再生利用業者へ	委託量の量	1 t	1 t
認定熱回収業者へ	委託量の量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ	委託量の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙①)

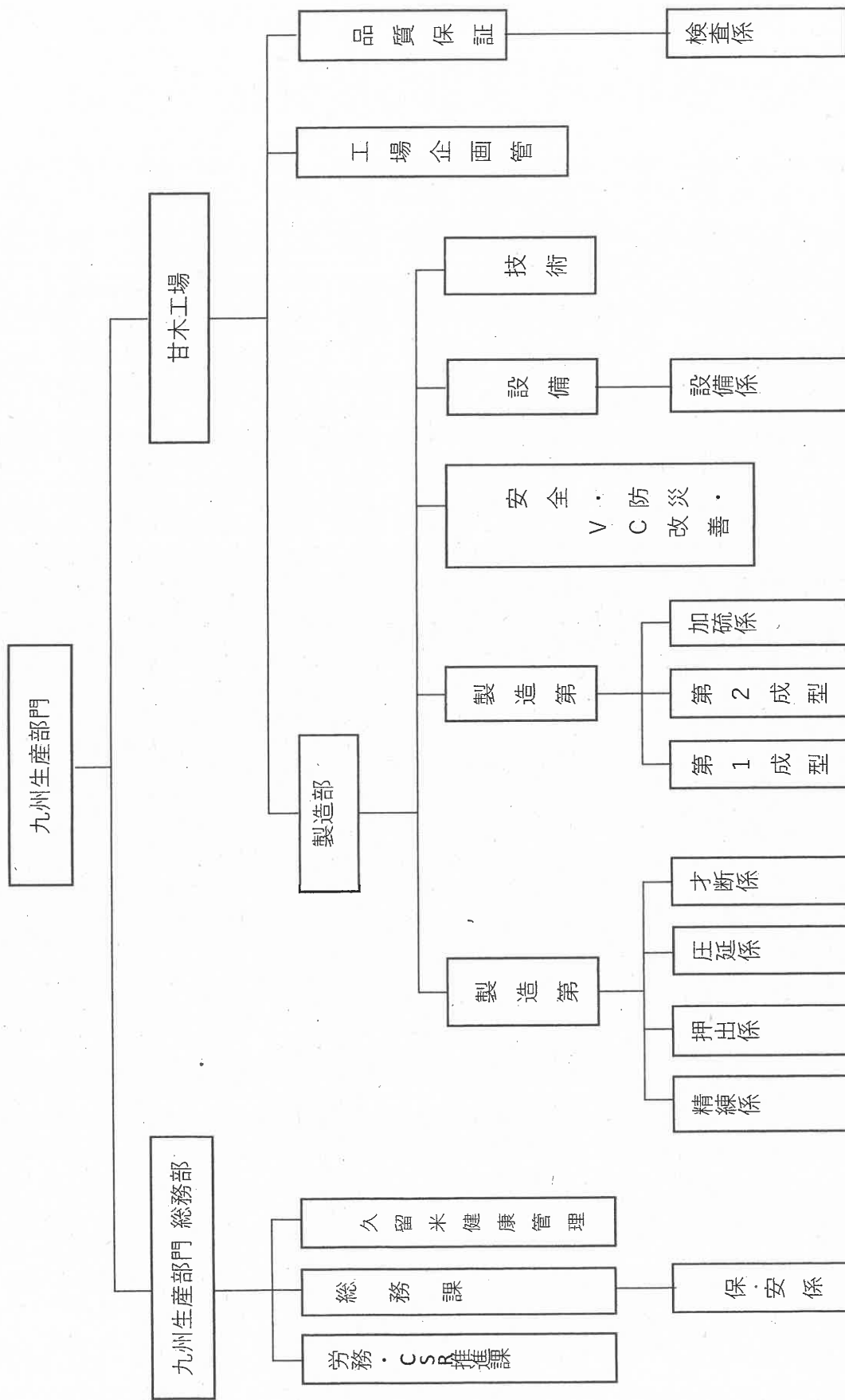
産業廃棄物の一連の処理の工程について

甘木工場廃棄物発生処理フロー図(主品目を示す)

2023. 6月現在

工程	主な品目	種 別							処理方法		最終処分先		備考
		廃プラ	廃油	汚泥	ガラス陶磁器	木屑紙屑	雑芥	その他	自社焼却	社外処理	埋立	再生利用	
精練	焦げ, 屑ゴム	○							○	○		○	社外処理先 (売却先を含む) ・セメント会社 ・精鉱所 ・産廃  最終処分先 ・セメント会社 ・製鋼所 ・精鉱所 ・マテリアル ・製錬所
押出	焦げ, 屑ゴム	○							○	○		○	
圧延 才断	ポリシート	○							○	○		○	
	廃ゴム	○							○			○	
	ゴム付コード	○								○		○	
成型	金属屑 (スチールワイヤー)							○		○		○	
	生タイヤ, ゴム付コード	○							○			○	
加硫	屑ゴム	○							○			○	
	生タイヤ	○							○			○	
	製品不適合タイヤ	○							○			○	
検査	ブラダー	○								○		○	
	製品不適合タイヤ	○							○			○	
試験室	スピュー屑	○							○	○		○	
	テストタイヤ	○							○			○	
	カットタイヤ	○							○			○	
共通	・燃え殻 (焼却灰)							○		○		○	
	・廃油 (一般油、廃グリス)		○						○	○		○	
	・ガラス屑 (ガラス・陶磁器)				○					○		○	
	・汚泥			○					○	○		○	
	・木屑, 紙くず					○			○	○		○	
	・一般雑芥						○		○	○		○	
	・金属屑 (金属・焼きワイヤー屑)							○		○		○	
・廃バッテリー							○		○		○		

組織図



組織上の役割と責務

1. 基本的責務

廃棄物処理問題の社会に及ぼす影響と責任の重大さを認識し、廃棄物の発生を最小限に抑えとともに、発生した廃棄物については再生利用に努め、処理の効率化を図り、その処理にあたっては、法律、条例等を遵守しなければならない。

2. 各種責任者・管理者の専任と責務

法律に基づいて廃棄物の適正な処理を行わせる為に、次の責任者・管理者を専任する。

(1) 廃棄物処理責任者

法的には専任不要であるが、原則として総務課および関連部署に指示し、廃棄物の発生量の削減、再利用に努めるとともに、法規及び社内基準に従い廃棄物を適正に処理するよう監督・指導を行う。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者(資格者より選任)

資格者より選任し、法規の定めに従い、特別管理産業廃棄物の適正な保管および処理の監督・指導を行う。

総務課の責務

総務課は、法規に基づいて廃棄物の適正な処理を行うために、次の責務を負う。

(1) 産業廃棄物処理責任者、および特別管理産業廃棄物管理責任者の指示に従い、廃棄物の減量化及び再利用に努めるとともに、関係部署及び処理業者を指導し、廃棄物を適正に処理する。

(ア) 全ての廃棄物について、適正な管理状態の維持に努める。

(イ) 廃棄物の保管方法、保管場所を決定し、適正な保管状態の維持に努める。

(ウ) 産業廃棄物処理責任者の指示に従い、周辺地域の生活環境の保全及び増進を配慮した熱回収ボイラー、および廃棄物処理施設の適正な運転管理に努める。

(エ) 廃棄物に関する各種届出あるいは報告書を作成し、県知事あるいは朝倉市長に遅延なく提出する。